

## 理容所 構造設備の概要

|                   |                |   |
|-------------------|----------------|---|
| 理容椅子<br>(美容セット椅子) | 台              | 薬液消毒 ・エタノール<br>・次亜塩素酸ナトリウム<br>・煮沸 ・逆性石鹼<br>・紫外線 ・蒸気<br>・グルコン酸クロロヘキシジン |
| 美容ドライヤー           | 台              |   |
| 作業所面積             | m <sup>2</sup> |   |
| 待合室面積             | m <sup>2</sup> |   |
| 採光面積              | m <sup>2</sup> | 排水管 逆臭止<br>その他 ( )  |
| 自然換気面積            | m <sup>2</sup> |   |
| 天井高               | m              | 蒸気消毒器 有・無   |
| 消毒済器具容器           | 個              | 動力換気装置 有・無  |
| 未消毒済器具容器          | 個              | 照度 作業面で100ルクス以上   |
| 布片入容器             | 個              | 毛髪箱 個   |
| 外傷救急箱             | 有・無            | 汚物箱 個   |
| 紫外線消毒器            | 有・無            | 給湯が可能な洗髪設備 有・無  |

### 構造設備等基準

床及び腰板には、コンクリート、タイル、リリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。

洗場は流水装置とすること。

蓋付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

作業所は、一定の区画を設け、居室と区分されていること。

作業所の床面積は、理容椅子（セット用椅子）2脚までは、9.9 m<sup>2</sup>以上とすること。

理容椅子1脚を増やすごとに3.3 m<sup>2</sup>以上を加えた広さとすること。

待合所の床面積は、3.3 m<sup>2</sup>以上とし、作業所と区分して設けること。

外傷に対する応急措置に必要な薬品等を作業所内に常備すること。

作業所には、給湯が可能な洗髪設備を設けること。

理容師である従事者の数が常時2人以上である理容所の開設者は、管理理容師を置くこと。

喫煙、飲食しながら作業しないこと。

爪は、短くし、作業着手前に手指を洗剤で洗浄すること。

清潔な作業衣を着用し、顔面処置の際は、清潔なマスクを使用すること。

作業所内には、犬、猫等の動物を入れないこと。